

様式第25-1号

診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置 備付届出書

年 月 日

仙台市保健所長 様

管理者の住所 (〒)

管理者の氏名

電 話 ()

診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用粒子線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第25条（第25条の2）の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名 称			
所 在 地	〒	電話：	ファクシミリ：

2 診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）に関する事項

製作者名			
型 式		台 数	
定格出力	エックス線		(MV)
	電子線		(MeV)
	粒子線の発生装置の発生する粒子線の種類等 ()		(単位：)

3 診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室（診療用粒子線照射装置使用室）の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防装置の概要に関する事項

診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）の防護	
発生管（照射管）容器の利用線錐以外の放射線量（漏えい線量）が利用線錐の放射線量の1/1000以下になるようしゃへいされている構造	有 ・ 無
照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減するための適切な防護措置（保守作業として部品等を取り扱う必要がある場合の防護措置）	有 ・ 無
放射線発生時（照射時）にその旨を自動的に表示する装置	有 ・ 無
使用室の出入口開放時の放射線発生（照射）を遮断するインターロック	有 ・ 無

診療用高エネルギー放射線発生装置使用室（診療用粒子線照射装置使用室）の構造設備

使用室名					
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置				有 ・ 無	
防護物の概要	区分	構造		材料	厚さ (cm)
	天井				
	床				
	周囲の画壁	東			
		西			
		南			
北					
出入口の扉					
出入口	出入口数		常時出入りする出入口	箇所	
			その他（非常口等）	箇所	
	装置使用中の自動表示（電源投入時）			有 ・ 無	
	放射線発生時（照射時）の自動表示装置			有 ・ 無	
診療用高エネルギー放射線発生装置使用室（診療用粒子線照射装置使用室）である旨を示す標識				有 ・ 無	
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者に対するもの		有 ・ 無	
		従事者に対するもの		有 ・ 無	
監視用モニター装置等の設置				有 ・ 無	
使用室内でのエックス線装置の使用				有 ・ 無	
放射化物保管設備又は放射化物のみを保管廃棄する保管廃棄設備				有 ・ 無	
管理区域					
管理区域を設ける場所				別添図面のとおりに	
境界における外部放射線の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置				有 ・ 無	
管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置				有 ・ 無	
管理区域である旨を示す標識				有 ・ 無	

敷地の境界等における防護	
居住区域及び敷地境界の実効線量が $250\mu\text{Sv}/3$ 月以下となる防護措置	有 ・ 無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量を $1.3\text{mSv}/3$ 月以下とする防護措置	有 ・ 無
放射線診療従事者等の被ばく防止	
被ばく線量の測定方法 (放射線測定器)	<input type="checkbox"/> 蛍光ガラス線量計 <input type="checkbox"/> O S L線量計 <input type="checkbox"/> 電子式ポケット線量計 <input type="checkbox"/> T L D <input type="checkbox"/> その他 ()

4 診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）を使用する医師，歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏名	職種	放射線診療に関する経歴(免許登録番号及び登録年月日)
		第 号 年 月 日登録

5 予定使用開始時期

年 月 日

注意事項

- 放射線診療に従事する医師等の氏名欄には，診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）を使用する全員の氏名を記入すること。
- 隣接室名，上階及び下階の室名，周囲の状況並びに管理区域の標識及び使用中ランプ等の位置を明記した使用室の平面図及び断面図を添付すること（図面は，診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）の位置，装置のアイソセンターから天井，床及び周囲の画壁の外側までの距離（m），画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること）。
- 使用室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書（放射線障害防止法第3条第2項による申請書の写等）を添付すること。
- 特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置を手術室で使用する場合は，適切な防護措置を講じた内容等を記載した書面を添付すること。
- 該当しない箇所，特に記入を要しないものについては，「-（横棒）」又は「/（斜線）」を記入すること。
- 装置の性能等を記した仕様書又は参考となる資料（カタログ等）を添付すること。